別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　塩尻市木曾平沢伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	塩尻市大字木曽平沢一七七八
塗蔵		

○文部科学省告示第九十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十一年文部科学省告示第四十一号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	小浜市小浜住吉一
主屋		

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	小浜市小浜鹿島三三
主屋		

○文部科学省告示第百号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十二年文部科学省告示第五十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　八女市黒木伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	八女市黒木町桑原九六―一
倉庫		

別表三中、次の表の上欄に掲げるものを下欄のように改める。

別表三　八女市黒木伝統的建造物群保存地区関係

上段			下段		
種別	員数	所在地	種別	員数	所在地
建築物 倉庫（長倉）	一棟	八女市黒木町黒木一四六	建築物 土蔵（長倉）	一棟	八女市黒木町黒木一五〇―一

○文部科学省告示第百一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十三年文部科学省告示第四十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表一　桜川市真壁伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	桜川市高上町二九八
土蔵		
石蔵	一棟	桜川市高上町二三三

○文部科学省告示第百二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十四年文部科学省告示第五十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

文部科学大臣　下村　博文

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	金沢市東山一―八―九
主屋	一棟	金沢市東山二―一一―二二
本堂	一棟	金沢市東山一―四―二五
鐘楼	一棟	金沢市東山一―四―二五
主屋	一棟	金沢市東山一―九―五

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	加賀市山中温泉今立町イ一六九―一
土蔵	一棟	加賀市山中温泉今立町イ一六九―一
小屋	一棟	加賀市山中温泉今立町イ一六九―一